令和4年度

第6回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第6回 市川市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年9月7日(水)午後1時30分~午後2時14分
- 2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2
- 3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 石井 克己

委員 1番 小川 治夫

2番 小沢 伊知郎

4番 石田 まさ子

5番 宇田川 忠好

6番 太田 裕士

7番 板橋 利行

8番 石井 文夫

9番 石井 利和

欠席委員 1人 3番 石橋 弘嗣

4. 農地利用最適化推進委員 6人 1番 久保田 章

2番 富田 憲一

3番 岡本 好夫

4番 石井 玄徳

5番 大滝 與鷹

6番 平田 秀行

- 5. 議事日程
 - 1 議事録署名委員の指名
 - 2 会議書記の指名
 - 3 付託調査班(委員)の指名

4	議案第1号	市川市環境審議会委員の推薦について	
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
	議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	2件
	議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1件
	議案第6号	令和4年度 第6次農用地利用集積計画の決定について	2件
	報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	2件
	報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について	
		(事務局長専決分)	23件
	報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
	報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の	
		証明願について	1件

6. 農業委員会事務局職員

 局長
 藤城
 久保

 次長
 舘野
 裕之

 副主幹
 吹上
 裕三

 主査
 大山
 幹夫

 主任
 地村
 環

 書記
 土田
 啓介

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	ただいまより、令和4年度第6回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。
	本日の定例総会の出席状況でございますが、議席3番の委員から欠席の連絡を受けております。 農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。 農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。
	市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	それでは、議席5番の委員、議席6番の委員にお願いいたします。
	なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、大山主査を指名いたします。
	次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。 農政関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいた します。
	それでは、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第4号 までを議題といたします。

慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。

議長

議案第1号「市川市環境審議会委員の推薦について」、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議長

はい、事務局長

事務局長

議案第1号「市川市環境審議会委員の推薦について」、ご説明いたします。 議案の1ページをお願いします。

令和4年8月12日付で、市川市長から農業委員会会長に対し、市川市環境審議会委員の任期満了に伴う次期委員の推薦依頼がありました。

推薦する人数は1名、任期は、令和4年11月1日から令和6年10月3 1日までの2年間でございます。

なお、現在は、会長職務代理者が指名推薦により、環境審議会委員を務め られております。

説明は以上でございます。

議長

ただ今の説明のとおり、前回は指名推薦により、会長職務代理者が選ばれております。

今回も、指名推薦により決定することに致したいと思います。 これに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、指名推薦により決定することと致します。

それでは、指名したい方がおられましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

議席1番の委員

会長職務代理者を推薦します。

議長

ただ今、会長職務代理者を推薦するとのご発言がございました。 それでは、お諮りいたします。

会長職務代理者を市川市環境審議会委員に推薦することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」とのことでございます。

会長職務代理者、よろしいでしょうか。

会長職務代理者

指名されましたので、お役に立てれば、お受けいたします。

議長

それでは、市川市環境審議会委員に、会長職務代理者を推薦することと、 決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ご ざいます。

審議に入る前に、議席5番の委員が「農業委員会等に関する法律」第31 条に規定された「議事参与の制限」に該当いたしますので、本件の審議の間 は退出をお願いいたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議長

はい、事務局長。

事務局長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」

今回の申請は、1件でございます。

議案の3、4ページをお願いいたします。

申請受付日は、令和4年8月22日でございます。

申請地は高谷で、地目は田、面積は608平方メートル、外1筆で、合計 面積は849平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域です。

申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に 付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席4番の委員

はい、議長。

議長

はい、議席4番の委員。

議席4番の委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」

現地調査は、令和4年8月31日に農地調査班第2班と区域6を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。

譲受人は、主にネギを栽培している兼業農家の方です。

譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。

取得後は、ネギを作付けするとのことです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。

報告は以上です。

議 長

第2班から調査報告をしていただきました。

続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説

明をお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでござい ます。

取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は240日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の20アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。

説明は以上でございます。

議長

事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

議席9番の委員

はい、議長。

議長

議席9番の委員。

議席9番の委員

申請地は、元々農地だったのか雑種地だったのか、畑に適した土地なので しょうか。また、地図だとわかりにくいのですが、申請地への出入はどのよ うになっているのでしょうか。

議長

事務局。

事務局

申請地は、遊休農地としての扱いになっておりました。今後は、耕作に適した土地にしていきます。また、申請地への出入は、南側の水路を渡り、道路に接しております。

議 長 よろしいですか。

議席9番の委員 はい。

議長他にございませんか。

各委員なし。

議長「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」許可することと決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、全会一致により許可することと、決定いたします。

それでは、議席5番の委員の入室を求めます。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長はい、議長。

議長はい、事務局長。

事務局長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、

今回の申請件数は、3件でございます。

議案の5~7ページをお願いいたします。

(1)から(3)までは関連しておりますので一括してご説明します。 申請受付日は令和4年8月24日でございます。

申請地は北方町で、地目は田、面積は555平方メートル、外2筆で、合計面積は1429平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、資材置場及び車両置場を目的に賃借権の設定及び所有権の移転をするものでございます。

説明は、以上でございます。

議 長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に 付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席4番の委員

はい、議長

議長

はい、議席4番の委員。

議席4番の委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」

現地調査は、令和4年8月31日に農地調査班第2班の委員で行いました。

申請地は、北方小学校の北側おおむね50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10~クタール未満の農地であることから、第2種農地と判断します。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地に隣接する農地及び法定外公共物との境界沿いにブロック塀を設置し、土砂流出防止を行います。また、土砂による埋立ては行わず、砕石を敷き詰めて地盤高を調節し、転圧の上整地します。

また、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。

申請地につきましては、資材置場及び車両置場を予定しております。車両

については、大型重機1台や3 t ユンボ3台等合計10台を予定しております。

譲渡人は、要望により賃借権の設定及び所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

報告は、以上です。

議長

第2班から調査報告をしていただきました。

続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

事務局。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。譲 受人は、市内に本店を置き、主に解体事業を営む法人です。

現在使用している資材置場及び車両置場が使用できなくなるため、その代わりを探しており、申請地が利便性の観点から都合が良いと考え、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、借入金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和4年10月11日に着工し、完了は令和5年1月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと

思われます。

説明は、以上でございます。

議長

事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし。

議長

「なし」という声がございました。

(1)から(3)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)から(3) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号(1)から(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、 2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議長

はい、事務局長。

事務局長

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明い たします。

今回の申請は2件でございます。

(1) ですが、議案書の9ページをお願いいたします。

相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるた

め、令和4年8月5日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出 されました。

対象となる特例農地は、柏井町2丁目の農地3筆で、合計面積は2,59 9平方メートルです。

地目は「山林」ですが、現況は「樹園地」でございます。

なお、特例農地の相続開始は令和4年3月3日でございます。

続きまして(2)ですが、議案書の10ページをお願いいたします。

相続人から同じく租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和4年8月9日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。

対象となる特例農地は、大町の農地7筆で、合計面積は15,763平方メートルです。

地目は「山林及び畑」ですが、現況は「樹園地」でございます。 なお、特例農地の相続開始は令和4年1月18日でございます。 説明は以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席7番の委員

はい、議長。

議 長

はい、議席7番の委員。

議席7番の委員

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告 をいたします。

(1)ですが、現地調査は、令和4年8月30日に第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。

農業経営は、被相続人と相続人夫婦3名で農業に従事していました。 特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとの ことです。 特例農地の状況ですが、県立市川東高等学校の東側に位置した樹園地3 筆、2,599平方メートルです。

いずれも適正に肥培管理されておりました。

調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」 として証明することが相当と判断いたします。

続きまして(2)ですが、現地調査は、同じく令和4年8月30日に第4 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。

農業経営は、被相続人夫婦と被相続人の子の3名で農業に従事していました。

特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。

特例農地の状況ですが、市川市自然の家の北側に位置した樹園地7筆、15,763平方メートルです。

いずれも適正に肥培管理されておりました。

調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」 として証明することが相当と判断いたします。

以上でございます。

議長

第4班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし。

議 長

「なし」という声がございました。

お諮りいたします。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」(1) について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号(1)は、全会一致により証明することと、決定いたします。

続きまして、お諮りいたします。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」(2)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号(2)は、全会一致により証明することと、決定いたします。

次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局長。

事務局

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご 説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。

令和4年8月16日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が1件提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に

付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席7番の委員

はい、議長。

議長

はい、議席7番の委員。

議席7番の委員

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査 報告をいたします。

現地調査は、令和4年8月30日に第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。

申請地は、市川市立柏井小学校南側に位置した露地畑3筆、面積4,18 9平方メートルで、主に申出人の父が農業に従事していましたが、令和4年 1月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今 回の申請に至ったとのことでございます。

死亡した者の農業従事日数は、年間250日です。農家基本台帳で確認いたしました。

このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。

以上でございます。

議長

第4班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし。

議長

「なし」という声がございました。

お諮りいたします。

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願 出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。 各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、全会一致により、証明することと、決定いたします。

次に、議案第6号「令和4年度第6次農用地利用集積計画の決定について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局長。

事務局

議案第6号「令和4年度第6次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

本件は、令和4年8月10日付けで、市川市長より令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)が、2件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席7番の委員

はい、議長。

議長

はい、議席7番の委員委員。

議席7番の委員

議案第6号「令和4年度第6次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。

現地調査は、令和4年8月30日に、第4班と地区担当の農地利用最適化 推進委員で行いました。

今回は、2件の農用地利用集積計画案でございます。

初めに1番について、借り手の方は大野町在住の方です

大野町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、大野町の「市川市北消防署」の北東側に位置した田1筆、現況 は「水田」でございます。

面積は、522平方メートルで、設定期間は、3年間です。現況は、良好に保全管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第6次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして2番について、借り手の方は大野町在住の方です。

大野町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、大町で「市川市立第五中学校」の北側に位置した畑1筆、現況は「樹園地」でございます。

面積は、6,171平方メートルで、設定期間は、5年間です。現況は、良好に管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する 農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第6次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。 以上でございます。

議 長

第4班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし。

議長

「なし」という声がございました。

お諮りいたします。

議案第6号「令和4年度第6次農用地利用集積計画の決定について」、1 番及び2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、全会一致により、原案のとおり決定いたします。

以上で議案の審議は、終了いたしました。

次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、2件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第1号

「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。

議案の15ページをお願いいたします。

1番は、令和3年12月1日付けで相続が発生し、相続人からは、令和4年8月10日に権利取得の届出がありました。

2番は、令和2年9月22日付けで相続が発生し、相続人からは、令和4年8月30日に権利取得の届出がありました。

なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。 報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出 について」(事務局長専決分)、23件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第2号

「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務 局長において専決しましたので、報告いたします。

議案の17ページをお願いいたします。

今回の報告は、令和4年8月1日から8月26日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、11件、38筆、6,339.20平方メートル、第5条の届出は、12件、17筆、2,266.02平方メートルで、第4条と第5条の合計は、23件、55筆、転用面積は8,605.22平方メートルとなります。

なお、詳細につきましては、18ページから22ページまでの記載のとおりです。

報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、2件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第3号

「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告いたします。 議案の23ページをお願いいたします。

本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。

1番は、土地は須和田、地目は畑、面積は373平方メートルであり、令和4年8月6日に合意解約がなされ、同付けで農業委員会に通知書が提出されました。

2番は、土地は大町、地目は畑、面積は1,829平方メートルの内990 平方メートルであり、令和4年4月1日に合意解約がなされ、同年8月29 日付けで農業委員会に通知書が提出されました。

報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」1件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第4号

「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。

議案の25ページをお願いいたします。

本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税 務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている 旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。

令和4年8月3日に申請のあった1件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。

報告は、以上でございます。

議 長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和4年度第6回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。